

古代日本医家伝糾誤三題

小曾戸 洋

一 大神虎主と庸主

一の一

富士川游の『日本医学史』^(一)に『金蘭方』の共撰者の一人として大神庸主を挙げ、「大神庸主ハ右京ノ人、本姓神直、後大神朝臣ノ姓ヲ賜フ、承和二年左近衛医師トナリ、侍医ニ遷リ、貞観二年内薬正ニ任ズ、同年卒ス、年六十三」と解説してある。『京都の医学史』^(二)もこれを踏襲する。

一方、わが国最初の医学史書として知られる黒川道祐の『本朝医考』^(三)には、神直虎主と大神朝臣庸主を別項に立て、虎主の記事を『文徳実録』から、また庸主の記事を『三代実録』から引いて解説している。宇津木昆台の『日本医譜』^(四)においても同様の方針がとられている。この『日本医譜』の庸主の項では「三代実録曰く……」としながら、実際の『三代実録』には載せられていない「蓋虎主之族也（庸主は虎主の一族であろう）」という衍文が混入しているから、少くとも宇津木昆台は庸主と虎主を別人とみていたことは明らかである。黒川道祐も同様であろう。このように大神虎主・庸主は古代日本医学史上しばしば登場する人物であるにもかかわらず、斯界においては従来確たる定説がなく、混乱しているのが

現状である。

筆者は最近機会あつて大神虎主・庸主について調査したところ、兩人は明らかに同一人物であり、虎主の名に統一すべきことに気付いた。また、『金蘭方』の共撰者に庸主を挙げる根拠は、実は薄弱なものであることも知った。よって以下いかなる理由で今日の混乱が生じたかの経緯を述べ、諸賢の注意を喚起したい。

1611

『新訂増補国史大系』本を底本とする『六国史索引』^(五)を利用して兩人に関する記事を検索すると、庸主については一件も見えず、虎主については次のような記文が抽出される。

①『続日本後紀』承和十五年（八四八）正月七日条
「正六位上……神直虎主並外従五位下」

②『文徳実録』齊衡元年（八五四）三月十四日条

「外従五位下神直虎主為參河掾、侍医如故」

③『文徳実録』齊衡元年（八五四）十月二十二日条

「侍医外従五位下神直虎主……等賜姓大神朝臣」

④『文徳実録』齊衡二年（八五五）二月十五日条

「外従五位下大神朝臣虎主為備後介、侍医如故」

⑤『文徳実録』齊衡三年（八五六）正月七日条

「外従五位下大神朝臣虎主……等従五位下」

⑥『文徳実録』天安元年（八五七）正月十四日条

「從五位下大神朝臣虎主爲_二権掾_一、侍医如_レ故」

⑦『三代実録』貞観二年（八六〇）十一月二十七日条

「從五位下行侍医大神朝臣虎主爲_二内薬正_一」

⑧『三代実録』貞観二年（八六〇）十二月二十九日条

「從五位下行内薬正大神朝臣虎主卒。虎主者、右京人也。自言、大三輪大田、根之後。虎主、本姓神直、成_レ名之後、賜_二姓大神朝臣_一。幼而俊弁、受_二学医道、針薬之術、殆究_二其奥_一。承和二年爲_二左近衛医師、遷_二侍医_一。十五年授_二外從五位下_一、兼_二参河掾_一。後遷兼_二備後掾_一。[齊衡]三年授_二從五位下_一。貞観二年拜_二内薬正_一。卒時年六十三。虎主性好_二戲謔_一、最爲滑稽、与_レ人言談、必以_二対事_一。嘗出_レ自禁中、向_二作_二地黄煎_一之処、途逢_二友人_一。問云、向_二何処_一去。虎主答云、奉_二天皇命_一、向_二地黄処_一。此其類也。然処_レ治多_レ効、人皆要引。療_レ病之工、広泉没後、虎主繼塵、太収_二声価_一焉」

一〇三

このように『続日本後紀』『文徳実録』『三代実録』所録の八件の記事は、すべて虎主一人物の事蹟として脈絡をもっており、虎主が着々と累進していく様子がわかる。では、なぜ黒川道祐・宇津木昆台らは『文徳実録』の記事を虎主とし、『三代実録』のそれを庸主として別人扱いにしたのであろうか。

『新訂増補国史大系』所収の『三代実録』に付された黒板勝美の凡例（一九三四）に次のようにある。

「旧輯国史大系には……寛文十三年に印行したる松下見林の校本を原とし、文学博士小中村清矩校本に拠りて校勘し、傍ら伴信友校本を参考せしが、大正三年……之を再刊するや、更に類聚国史日本紀略等の諸書に就いて校訂を加へ、以て本書の定本を作らんことに努めたり。然るに寛文校本は誤脱甚だ少からざるを以て、今新たに宮内省図書寮所蔵合森健男氏旧蔵本を底本とし、京都御所東山御文庫本を初め、……等を以て校合し、……之を公刊す」

これを見ると宇津木昆台（一七七九～一八四八）の基づくところの『三代実録』は、おそらく寛文十三年（一六七三）刊の松下見林校訂本ではなかったかと推察される。また黒川道祐（？～一六九一）の『本朝医考』は寛文三年（一六六三）刊であるから、松下本に拠ったものでないことは確かであるが、当時の流布本で松下本の祖本と同類の写本である可能性が高い。

以上のことから、筆者は、松下本系の『三代実録』は虎主を庸主に誤って作っており、黒川・宇津木以降の混乱はこれに起因するものではなからうかと考えた。そこで実際に寛文十三年刊の松下本を求めてこれを検したところ、果たして『新訂増補国史大系』本で虎主となっている二ヶ処はともに庸主に作ってあることを確認しえたのである。

「虎」と「庸」の旧用字体はすこぶる相似しており、誤認しやすい（図）。虎主・庸主別人説は、江戸時代の『三代実録』流布本における誤字に端を発していたのである。富士川が見た『三代実録』も庸主に作ってあったに違いない。旧輯『国史大系』本も松下本を底本としてあったからである。

一〇四



図 虎(右)と庸(左)の
行草体（伏見冲敬
『書道辞典』より）

次に、なにゆえ現在大神庸主が『金蘭方』の共撰者の一人とされているかについて述べよう。

前述のように、大神虎主ないしは庸主が『金蘭方』の編纂に参与したという事実は六国史のどこにも記されていない。『金蘭方』については、『三代実録』貞観十二年三月三十日条、菅原岑（峯）嗣の卒伝の記事中に、「嘗奉_レ勅、与_三諸名医_二共撰_一定金蘭方_一。又……」と見えるのみである。「与諸名医」とはあるものの、現在の定説のごとく

物部広泉・当麻鴨継・大神庸主が共撰者であるとは明記されていない。

右の定説の出所は、実は偽書たるべき現伝本『金蘭方』^(七)そのものの序に拠っている。すなわち、同書の巻首に付される菅原岑嗣貞観十年九月一日付の序文に、「從五位上東宮坊主膳正兼撰津大目菅原岑嗣、從五位下医博士兼物部朝臣広泉、從五位下典薬頭当麻真人鴨継、從五位下典薬正大神庸主等同撰」とあるに基づく。

現伝の『金蘭方』が偽撰の書であることは、江戸時代の佐藤方定をはじめ、渡辺幸三^(九)らの論証するところで、ここに詳論するまでもない。筆者にも別に考えるところがある^(一〇)。

富士川もこの現伝本『金蘭方』を「ソノ後人ノ偽撰ニ係ルコトハ多弁ヲ要セザルコロナリ」と断じているが、その富士川自身が同じ文章内で、「清和天皇ノ貞観年間、菅原岑嗣勅ヲ奉ジテ物部広泉・当麻鴨継・大神庸主等諸名医ト共ニ金蘭方ヲ撰定セシコト、三代実録ニ見エタリ」と記しているのは全くの矛盾である。『三代実録』には先に述べたごとく右の傍線部、すなわち物部以下三名の名はない。これを『三代実録』に見えるとしたのは、富士川の錯誤であろう。以後これが斯界の定説として今日に至つたのである。偽撰本『金蘭方』の序を抛りどころとして物部・当麻・大神の三名をその共撰者と認めることはできない^(一一)。

一の五

以上を要するに、筆者は『文徳実録』『三代実録』を史料とする大神虎主・庸主は同一人物として虎主に統一すべきこと、また大神庸主を『金蘭方』の共撰者の一人とする通説は根拠が薄弱で控えるべきであること、この二点を提言したい。

二 出雲広貞の没年

1161

前項で菅原岑嗣について触れたのを機会に、『大同類聚方』の撰者として著名な岑嗣の父・出雲広貞の没年に関する通説の誤りについて言及しておきたい。

富士川『日本医学史』^(一三)、竹岡友三『医家人名辞書』^(一三)、藤浪剛一『医家先哲肖像集』^(一四)、日本学士院『明治前日本医学史』^(一五)、服部敏良『平安時代医学の研究』^(一六)、『京都の医学史』^(一七)、山田重正『典医の歴史』^(一八)など、わが日本医学史に関する成書は、こぞって出雲広貞の卒年を貞観十二年(八七〇)と記す。これは遺憾ながら失考といわざるを得ない。

出雲広貞に関する記事を六国史に徴すれば、次の九条が得られる。

①『日本後紀』延暦二十四年(八〇五) 正月二十八日条

「正六位出雲連広貞外従五位下、以_レ子_二供_一奉御薬、昼夜不_レ怠也」

②『日本後紀』延暦二十四年(八〇五) 十一月二十九日条

「撰津国人外従五位下出雲連広貞等附_于左京」

③『日本後紀』大同元年(八〇六) 正月二十八日条

「中内記外従五位下出雲連広貞為_レ兼美作権掾」

④『日本後紀』大同元年(八〇六) 二月二十六日条

「外従五位下出雲連広貞為_レ典薬助、美作権掾如_レ故」

⑤『日本後紀』大同元年（八〇六）四月二十四日条

「侍医外從五位下出雲連広貞為兼但馬權掾」

⑥『日本後紀』大同三年（八〇八）五月三日条

「先是詔衛門佐從五位下兼左大舍人助相模介安倍朝臣真直、外從五位下侍医兼典藥助但馬權掾出雲連広貞等、撰大同類聚方。其功既畢、乃於朝堂拜表曰。臣聞、長桑妙術、必須湯艾之治、太一秘結、猶資鍼石之療、莫不藥力迥助。拯殘魂於陆厄、医方所鍾、統遺命於斷。雖一貫、典墳澄心願、猶復降懷医、家汎觀撰生、乃

詔右大臣、宜令侍医出雲連広貞等依所出藥、撰集其方、臣等奉宣修。在尋詳、愚情所及靡敢漏、成一百卷、名曰大同類聚方、宜校始訖、謹以奉進、但凡厥經業不詳習、年代懸遠、注紀絲錯、臣等才謝稽古、学拙知新、輒呈管窺、当彫紕謬、不不足以對揚天旨、酬答聖恩、悚慙之。墜水谷、謹拜表以聞。帝善之」

⑦『日本後紀』弘仁二年（八一）四月五日条

「侍医從五位下出雲連広貞為兼内藥正、但馬權掾如故」

⑧『日本後紀』弘仁三年（八一）六月十二日条

「左京人從五位下出雲連広貞賜姓宿弥」

⑨『三代実録』貞觀十二年（八七〇）三月三十日条

「散位從五位上菅原朝臣岑嗣卒。岑嗣者、左京人也。父出雲朝臣広貞、長於医師、官為正五位下信濃權守。淳和太上天皇竜潜之日、令岑嗣侍春宮藩邸。岑嗣自申請、欲繼家業……（中二六字略）……十年改出雲姓、為菅原。以土師出雲同祖也。卒時年七十八。岑嗣不墜家名、処治必効。嘗奉勅、与諸名医共撰定金蘭方。又針艾之所加、多方法之外、後進之備至、今称妙焉」

以上の諸条である。これらの記事から広貞の生没年を知ることができないはずである。

富士川は『日本医学史』を上梓した後、『中外医事新報』誌上（八三七号、一九一五）に「本朝医人伝（其三） 出雲広貞」なる稿を発表しているが、そこでも次のごとく記している。

「……弘仁元年八月、広貞従五位下ニ叙セラル、二年四月内薬正ヲ兼又、但馬権掾故ノ如シ、三年六月宿弥ノ姓ヲ賜フ、十一年従五位上ニ叙セラレ、十三年正五位下ニ進ム、後朝臣ヲ賜ヒ、貞観十二年出デ、信濃権守トナリテ卒ス」。

①②⑧の『日本後紀』が記す広貞の活躍期は八〇五年〜八一二年である。八〇六年に『大同類聚方』の大著を編撰した時、広貞はある程度の年齢にあったと見てよい。後述のようにすでに七九三年には男子岑嗣をもうけている。その人物が貞観十二年すなわち八七〇年まで生存するとは通常考えにくい。

⑨の『三代実録』の記事はいうまでもなく広貞の男岑嗣の卒伝であつて、父広貞に関する記文は「父出雲朝臣広貞……信濃権守」の二十一字のみである。この貞観十二年はあくまで岑嗣の卒年であり、広貞のそれとは関係ない。富士川は、岑嗣の卒年を広貞の卒年と誤認したのであろう。ちなみに岑嗣の生年はこの記事の没年から逆算して七九三年であることが知れる。これによつて広貞が八〇八年の『大同類聚方』編纂期に壮年期にあつたことが裏付けられる。先に挙げた現代の成書における誤認は、直接一次資料を徴することなく、富士川のそれを踏襲したことに拠るのであろう。

上記より、出雲広貞の没年は不詳と改められるべきである。^(一九)

二の三

現伝本『大同類聚方』が偽撰にかかることはここに贅言を費すまでもない。いま広貞に関する若干の遺文を示しておく。

『本朝書籍目録』によれば広貞には『難經開委』一巻の著があつたという。『医心方』巻十六治惡核腫方第九の首行「肉裏忽有核累々如梅李」の「累」字に対して付された傍注「音義并開委皆勸罪反」なる文中にそのわずかな殘英を見ることが出来る。ちなみに「音義」とは、唐の楊玄操『八十一難音義』一巻であらう。

もう一つ広貞に関する遺文が『福田方』巻十一中にある。広貞が「唐制ニ依リテ藥舛大小ノ量ヲ定」(『日本医学史』ほか)めたことはこの『福田方』の記事に由来するものである。度量衡の変遷史上からも興味深い資料と思われるが、かつて紹介されたものを見ない。よつてここにその全文を掲げておく。

「本朝藥升定法。大舛者、九合ノ升也。公家ノ藥殿ニ用之、經年序畢ヌ。又天平宝字年中遣唐回使ノ定式所用法ハ以_二大舛ヲ_一為_二小舛_一云云、侍医出雲宿弥広貞カ勸申ス所ナリ。典藥寮御鈔子者、九合ノ升之三升納也。湯藥方ニ常用者、大舛也。小舛者、散藥等ニ用之也。又小舛者、今上經一寸下經六分深八分是也。一説云、方円二寸ナリ。又先ニ所謂以大舛為小舛者、所勸者九合ノ升二合五勺ヲ小舛ニアツル」。

三 藥經太素

三の一

現伝本『藥經太素』⁽¹⁰⁾は偽書であり、もともとそのような書名など存在しない。このことはすでに石原明が第六十一回日本医学史学会総会(一九六〇)で指摘、発表している。にもかかわらず、いまだに「和氣広世が『藥經太素』を著わした」と記すものを目にするところがある(実は筆者自身もかつてその失敗を犯したことがあるのだが)。

筆者は石原の右の講演を聴取したわけではないが、その講演要旨⁽¹¹⁾を見ると、「和氣広世自身医家でない」と指摘し、「史

書の記載の誤読からこのような架空の書を作り上げ」たもので、『葉経』とは『新修本草』の葉図・図経のことであり、『大素』はいうまでもなく唐の楊上善が注を加えた『黄帝内経太素』で、『両書とも当時の医学の基本書であった事実から』
大学で博士がこれを講じたというにすぎない」と断じている。

まことに卓見というべきであるが、同氏は後日、本発表を成稿とされなかったため、以後斯界における影響力を欠いた
ようである。そこでここに同氏の要旨を敷衍して、『葉経太素』なる書の存在しなかったことを強調しておきたい。

三の二

この「葉経太素」なる語句の出所は『日本後紀』延暦十八年（七九九）二月二十一日の和氣清麻呂卒伝に男・広世につ
いて言及し、次のように記したくだりにある。

「長子広世、起家補文章生。延暦四年坐事被禁錮。特降恩詔、除少判事。俄授從五位下、為式部少輔。便為
大学別当。墾田廿町入寮為勸学析。請裁闡明經四科之第。又大学会諸儒講論陰陽書新撰葉経太素等。大学南辺以
私宅置弘文院、藏内外經書数千卷。墾田四十町永充学。以終父志焉。」

問題は傍線部をいかに訓ずるかにある。黒川道祐はこの部分を『本朝医考』に引用して「大学に諸儒を会して陰陽の書
を講論し、新たに葉経太素等撰す」と訓じている。おそらく『日本後紀』の旧版本でもそのように訓じてあるのだら
う。こう読めばまさに和氣広世が『葉経太素』を撰じたかのごとくなる。しかし『葉経太素』などという書名はまことに
不自然である。

一方、『新訂増補国史大系』本の『日本後紀』では「大学に諸儒を会し、陰陽書新撰葉経太素等を講論す」と訓じてあ
る。正解である。この場合、「陰陽書」「新撰葉経」「大素」と断句すべきことはいうまでもない。

「新撰葉経」とは何か。これは石原の指摘するように『新修本草』のことに違いない。和氣広世の生没年は明らかでは

ないが、この講書をなした時期は八世紀末である。⁽¹¹¹⁾『新修本草』は頭慶四年(六五九)に奉上された唐朝勅撰本草で、日本へは少くとも天平三年(七三一)以前には渡来している。⁽¹¹²⁾また、『統日本紀』延暦六年(七八七)五月十五日条に、「典藥寮言。蘇敬注新修本草、与陶隱居集注本草相檢、増一百余條、亦今採用草藥、既合敬說、請行用之。許焉」とある。すなわち、典藥寮が旧来の『本草經集注』に代わって新渡来の『新修本草』を公用の典範として採用しよう上申し、許可されたのである。広世の講書はまさにその直後のことであった。なお、『新修本草』は「本草」二〇卷、「目錄」一卷、「葉図」二〇卷、「図經」七卷より成っていた。⁽¹¹³⁾石原は「葉經」をこの「葉図」と「図經」の略称とみる。その点いまひとつ明確ではないが、ともかく「新撰葉經」は『新修本草』を指すものと断じてよいであろう。

「太素」はむろん唐初に楊上善によって編纂された『黄帝内經太素』のことである。『統日本紀』天平宝字元年(七五七)十一月九日条に「医生者、太素・甲乙・脈經・本草」を聴講すべき勅令が記されており、八世紀末に本書が大学で講じられたことはうなづける。

以上のことから「葉經太素」なる書が存在しえないことが了解されよう。『日本後紀』を誤読し、和氣広世を和氣氏初代の医家に仕立上げ、⁽¹¹⁴⁾近世において『葉經太素』なる書を偽作するに至った行為は、まさに石原が言うように「江戸期における典藥家の權威挽回策を暴露したもの」にはかならない。

以上、研究の余滴として最近筆者の気付いた古代日本医家に関する通説の誤謬について記した。先行書に誤りがあれば、これを正すことも後学者としての責務かと思ひ、あえて拙稿に及んだ次第である。諸賢の御批判を賜われれば幸である。

注および文献

(一) 形成社覆刊 五四頁 一九七二年

当時没していたと考えられる。

(二〇) 続群書類従 三〇輯下

(二一) 偽書『葉経太素』と和氣広世 日本医史学雑誌 九卷三・四号 一九六二年

(二二) その伝にある「坐事被禁錮」とは、延暦四年(七八五)藤原種継暗殺事件のことかと推定される。

(二三) 伝仁和寺本『新修本草』卷十五の卷末に「天平三年歲次辛未七月十七日書生田辺史」とあるからである。

(二四) 『唐書』芸文志

(二五) ここでは詳考を控えるが、石原が指摘するごとく、広世が専門の医家でなかったことは、先掲の伝や、他の史料からみても明らかである。

(北里研究所附属東洋医学総合研究所医史文献研究室)